

# 全国世帯規模の時代的推移 —国勢調査間の比較性を中心として—

小林和正

## 目 次

- 1 まえがき
- 2 国勢調査における世帯の定義の変遷
- 3 現在地主義から常住地主義への変更と世帯統計
- 4 世帯規模の年次推移観察のための補正の試み
- 5 世帯規模の年次推移の概観
- 6 要 約

## 1 まえがき

この報告<sup>1)</sup>は、わが国全国についての世帯規模の時代的推移を、国勢調査結果(1920~65年)によって観察する場合に問題とすべき統計資料の比較性について考察しようとするものである。

人口の生活現象としての世帯をどのように定義づけ、その定義にそって調査研究上実際に世帯をどのようにとらえるかは、研究者の目的や関心に応じて異ってくるものと考えられるが、世帯研究の基礎資料として国勢調査結果を利用する場合には、国勢調査における世帯の定義、調査法、ならびに集計結果の表章様式のいかんによって、研究の可能性がある程度制約を受けることは考えておかなければならぬ。このことは国勢調査結果にかぎらず、他のあらゆる種類の統計調査結果の利用においても同様であることはいうまでもない。

第1回国勢調査以来、国勢調査報告には、必ず大なり小なり世帯に関する集計結果が表章されているが<sup>2)</sup>、「統計法」によって施行される戦後の国勢調査(昭和22年臨時国勢調査およびそれ以後の国勢調査)においてはもちろんのこと、「国勢調査ニ関スル法律」によって施行されていた戦前の国勢調査においても(ただしここでは昭和14年臨時国勢調査——これは消費または物の国勢調査であった——は除外して考えることにする)，国勢調査は人口静態の調査を主目的とする統計調査であつて<sup>3)</sup>、世帯の静態を調べることを主目的とするものではなかった。

また世帯の静態を人口の静態の一部と考えることは、理論上難点がある。人口の静態は人口統計集団の瞬間的切断面であり、人口統計集団は人間個体を統計単位として成り立っている集合体であつて<sup>4)</sup>、本来、世帯を統計単位とする集合体ではないからである。世帯が人口統計集団と関係をもつ仕

1) 本稿は人口問題研究所昭和43年度所内シンポジウム『日本における世帯の動向について』(1969.4.9)の第1報告「全国世帯規模の時代的推移」(筆者報告)に基づいて執筆したもので、その報告内容の主旨を一層明確にするため、表題のごとく副題をそえた。

2) 1920~55年国勢調査の世帯統計については、つぎの資料に詳述されている。

厚生省人口問題研究所(小林和正担当)、『わが国の国勢調査における世帯統計 1920年~1955年』(人口問題研究所研究資料第134号)、1960年4月。

3) 川島 博『国勢調査論講』日本統計協会、東京、1955年、9~11ページ。

4) 館 稔『形式人口学——人口現象の分析方法——』古今書院、東京、1960年、144、153ページ。

方は、人口統計集団の観察原理という点においてである。すなわち、人口統計集団を観察する場合に、人口統計集団の本来的統計単位である個々人を、任意の単位集団にくくって観察する<sup>5)</sup>ことは、観察者の自由であって、そのくくる単位として世帯が登場してくることは、国勢調査結果の観察において実際にしばしばみられるところである。

以上のことから、世帯の統計を作成することは、国勢調査の本来的目的ではないといえる。しかし、わが国の第1回国勢調査以来、世帯は調査技術上の単位とされてきた<sup>6)</sup>（世帯を媒介として個人がとらえられてきた）という点において、世帯は国勢調査の実施と密接不離な関係に立っている。世帯が調査技術上の単位とされることによって、世帯単位の集計は国勢調査の比較的容易な産物として得られる可能性をもっており、きわめて多面的な用途を前提とする国勢調査は、今までにおいて実際に、諸種の目的に供すべく、世帯に関するいろいろな種類の集計を行なってきた。

国勢調査による世帯統計は、国勢調査の副次的な所産であるとしなければならない<sup>7)</sup>、したがって、また、理想的な世帯統計からみれば、国勢調査による世帯統計は、いちじるしく制約を受けた性質のものにならざるをえないといえるであろう。しかし、反面、人口静態と十分に接合されたかたちで世帯統計がえられる点において、国勢調査による世帯統計は、使用目的によっては、きわめて有用な性質をもっていると考えられる。この意味で特に、人口学的に世帯を研究するには、国勢調査による世帯統計が、材料として最も適しているもののひとつであるといえる<sup>8)</sup>。しかし、国勢調査による世帯統計が世帯の人口学的研究に役立ちうる程度は、世帯と人口との項目に関する組み合わせ集計として、国勢調査報告がいかなるものを提供するかに依存していることはいうまでもない<sup>9)</sup>。

5) 錦 稔、前掲書〔脚注4〕、247～248ページにつきのごとくのべられている。

「人口統計集団の統計単位を、世帯や事業所や家族等の単位集団にくくって観察することがある。世帯は経済的構成体であり、単位集団であって、いわば経済社会の分子である。…………こうして、人口統計集団の統計単位を、何等かの分子的単位集団にくくって単位集団の集団として観察する場合、このような観察の仕方を分子的原理による観察、あるいは、分子的観察といふ。」

6) このことは調査票として世帯票が用いられると否とを問わず各回国勢調査に当てはまる。1920, 30, 35, 40, 55, 60および65年の7回の国勢調査では、いずれも世帯票が用いられ、1925年国勢調査および47年臨時国勢調査では個人票が、1950年国勢調査では（1枚60人分の）連記票が使用された。なお、1955～65年の国勢調査で、自衛隊および矯正施設の調査には、特別調査票として連記票が採用された。

7) このことは、世帯の静態の調査を第1義的目的とする統計調査がもし行なわれるならば、それは人口調査を第1義的目的とする国勢調査とは、多少異なった原理に立つことが要請されるであろうということを意味している。

8) のちにのべるように、1960年国勢調査より、世帯に関する集計は、それ以前にくらべて格段に豊富になった。これはもちろん、世帯の人口学的分析が一段と要請されるようになったという理由によるのみならず、国勢調査結果の世帯に関する情報が社会の各方面からいろいろな用途のために一層必要とされるようになったことを反映するものであろう。世帯を一つの基本的な社会経済的単位（生産、収入、消費、あるいは需要などの単位）としてみるとことが必要な利用者にとって、また住宅対策や家庭福祉対策に關係する機関にとっては、世帯統計は人口統計以上にしばしば重要視される。人口センサスによる世帯のデータの利用については、下記の国連の資料に言及されている。

United Nations, *Handbook of Population Census Methods, Volume III, Demographic and Social Characteristics of the Population, Studies in Methods, Series F, No. 5, Rev. 1, United Nations, New York, 1959, pp. 67-68.*

9) 人口と世帯との関連集計は、単位世帯ごとの人口学的構造を明らかにする種類のものと、人口の個々人についての世帶的属性に関する種類のものとに2大区分して考えることができよう。たとえば、1965年国勢調査報告（総理府統計局『昭和40年国勢調査報告、第2巻、1%抽出集計結果、その4、世帯』、総理府統計局、東京、昭和42年による）から若干の例をひろえば、前者については「普通世帯の構成、親族世帯の家族構成、親族人員別普通世帯数、……」（第3表）や、「……、親族就業者数別普通世帯数……」（第7表）などがあり、後者については、「世帯の経済構成（12区分）、年齢（5歳階級）、男女別人口」（第9表）や「経済構成（37区分）、世帯主との続柄、労働力状態、産業（大分類）別普通世帯人員」（第10表）などがある。

人口学的関心以外の何らか関心から世帯の研究や検討を必要とし、たとえば、そこにおいて世帯の規模や構造の時代的推移あるいは社会集団や地域間の差異を解明する一助として、人口学的要因への顧慮が必要とされることによって、世帯の人口学的研究が行なわれる場合と、人口現象の解明にとって世帯への顧慮が必要とされることによって、世帯の人口学的研究が行なわれる場合とでは、人口と世帯とがたがいに逆の立場におかれるわけで、後者の場合では、世帯は人口現象の与件として扱われることになる。

人口現象を研究する立場にある者にとって世帯の研究が何故に必要とされるか、ということについては、今まで人口研究の必要上行なわれた世帯研究とみとめられるものがきわめて乏しいと思われる所以、既往の具体例をあげて、これに答えることは困難である。その必要性についての考えられうる理窟<sup>10)</sup>をここでのべたてるつもりはないが、ひとつだけのべるならば、地域人口の現象の研究にとっての必要性が指摘できよう。

ここで地域人口とは特定の地域に居住する人口を意味するものとしたいが、人々が地域に居住する基盤の一つは世帯にある。単身生活者を除けば、世帯は住居と生計をともにするあまり大きくない複数の人々の集まり<sup>11)</sup>である。人々は世帯を形成し、あるいは世帯に加入することによって、その地域に居住する根拠を確立することができる。近代社会では、人々の世帯外での活動がますます多くなり、世帯の生活は決して人々の生活の全体をおおうものではないが、いろいろな年齢の男女人口から地域人口が成り立っているゆえんは、人々が世帯単位の結合を媒介として地域に居住しているメカニズムを無視しては理解することが困難であろう。世帯結合の安定や不安定、世帯への拘束や世帯からの解放は、したがって、地域人口の定着と移動の現象にとって、重要な役割を演ずるものと思われる。

さて、この報告は、上記の1例、その他考えられうる他のいろいろの人口学的必要性から世帯の研究を行なう場合に、あるいは逆に、何らかの世帯研究の必要上世帯の人口学的アプローチを試みる場合にも、もし国勢調査の世帯統計を使用し、とくにデータを時系列的に扱おうとするとき、顧慮すべき基本的問題点についてのべようとするものである。

1960年および65年の国勢調査では、世帯に関する統計が豊富に提供されているが、それ以前では急速に貧困になり、1920年以降各回国勢調査をもれなく通じて、入手可能なデータとしては、普通世帯1世帯当たり平均人員があるにすぎない（このことは普通世帯総数および普通世帯人員総数が得られることを意味する。したがって準世帯人員総数も得られる<sup>12)</sup>。ただし、1950年では、のちにものべるように、1人の普通世帯が1人の準世帯と合算されて表章されているので、推計によってこの両者を分離しないと他年次との比較ができない）。世帯人員別普通世帯数の表章になると、戦前2回、戦後4回の国勢調査においてしか得られない。世帯主の産業別普通世帯数も同様である（1920年国勢調査では職業別であるが、これは実質的には産業に近い）。他の種類の集計では共通に得られる回次はずっと乏しくなる。

この報告では、すべての回次の国勢調査を通じて共通に入手しうる基本的データを取り上げ、その年次間比較性を検討する。世帯についての調査上の定義ならびに国勢調査上採用される人口結合の種

10) これについて若干は、関東都市学会昭和44年度研究発表会（1969. 4. 19）で行なった「日本における世帯規模の変化」（報告者：筆者）と題する報告において言及した。

11) これは、現行の国勢調査における「2人以上の普通世帯」の定義である「住居と生計をともにしている人の集まり」を用いたものだが、ここでは、一般論をのべているので、とくに、厳密な世帯の定義にこだわっているわけではない。

12) これらのデータの地域別入手性の比較については繁雑になるので特にのべない。ここでは全国総数について考えている。

類<sup>13)</sup>(ここでは現在人口か常住人口か、ということのみを考える)に、今までに変化があったので、各回国勢調査結果そのままを用いて年次間の比較を行なうことは、厳密な立場からは許されない。そこで、そのような変化がデータの比較上どのような、またどの程度の支障を与えるものであるかを検討・評価し、さらに合理的比較のための補正的推計を試みる。そして、その上に立って、年次的推移を考察してみたい。年次的推移の対象は世帯規模(ただし普通世帯規模にかぎる)に集約することができる。

## 2 国勢調査における世帯の定義の変遷

### 1) 普通世帯

1960・65年の国勢調査では、普通世帯とは、①「住居と生計をともにしている人の集まり」、または、②「1戸をかまえて住んでいる単身者」と定義されている。戦前の国勢調査では、①「住居および家計を共にする者の集り」、または、②「1人で住居を有して、家計を立てている者」となっており、他の回次の国勢調査では、またこれらと多少異なる表現で定義されているが、一般的な定義自体には基本的な変化はなかったと考えられる<sup>14)</sup>。

上記①の「住居と生計をともにしている人の集まり」は、要するに、2人以上の普通世帯のことであり、1960・65年における用語を使用すれば、これはさらに「親族世帯」と「非親族世帯」とに分類される。「親族世帯」とは「世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯」であって、世帯主とその親族1人以上の集まりのほかに、同居人、家事使用人、または営業使用人がこれに加わっていても「親族世帯」とされる。この点、1920年国勢調査で使用された「親族世帯」は世帯主とその親族のみからなる世帯を指していたから、注意しなければならぬ。なお、「親族世帯」という名称が用いられ、その世帯数ならびに世帯人員が表章されたのは、「普通世帯の構成」に関する集計が行なわれた1920・60・65年の3回の国勢調査だけにかぎられる。

「非親族世帯」とは「世帯主と同居人、家事使用人または営業使用人によって構成されている世帯」である。1920年国勢調査でも、これに該当する世帯が分離集計されているが、「非親族世帯」という用語は用いられておらず、具体的に「世帯主+職業使用人」、「世帯主+家事使用人」および「世帯主+職業使用人+家事使用人」というような表現が用いられている。

②の「1戸をかまえて住んでいる単身者」とは、つまり1人の普通世帯のことであり、普通世帯の構成の中の分類としては、この1人の普通世帯に対して「単独世帯」という名称が用いられている。

「単独世帯」なる名称は1920・60・65年の国勢調査で用いられた。上記の関係から、世帯人員別普通世帯数の統計表における1人の普通世帯と、普通世帯の構成別普通世帯数の統計表における単独世帯数とは全く一致する(ただし、1920年においては、現在人口主義の調査の関係で、後述するように一致しない)。

なお、ついでにのべるならば、親族とともに暮していない普通世帯の単身者の数を知るには、上記の「非親族世帯」と「単独世帯」との数を合計すればよい。

さて、普通世帯に所属する者の扱い上の変化のおもなものは、住居をともにし生計を別にする者に関するである。これはふたつの問題に分かれる。第一は、素人下宿の単身の下宿人についてである。この場合、下宿人が間代・食費などを支払っていなければ、それはそもそも下宿人というには当たらず同居人であるから、同居先の普通世帯の1員として扱われることは、戦前・戦後の国勢調査を通じ

13) 館 稔、前掲書〔脚注4〕、216ページ。

14) これらの詳しい比較については、小林和正、前掲資料〔脚注2〕、20~23ページをみよ。

て一貫して変りはない。したがって上記でいう下宿人とは下宿代を支払っている者であり、1950年以降の国勢調査では、この者は準世帯の扱いを受けている。しかし、それ以前では下宿先の普通世帯の1員として扱われた。

この方針の変化の意味は、次の第二の点を考え合わせると理解できる。それは、普通世帯に間借り自炊する単身者に関してであって、1920～47年では、この者は間貸主の普通世帯とは別の普通世帯として扱われ、1950年以後は準世帯とされている。

上述してきたことを考え合わせると、普通世帯の一部（空間的な一部）に下宿（素人下宿）や間借りして住んでいる者は、1920～47年では、ともかく普通世帯の扱いを受け、その際、下宿や間借りをさせている普通世帯と食事をともにしているか、食事を別にしているかによって、別の普通世帯にしないか、するかがきめられていたと考えられる。すなわち、間代・食費などを支払っている下宿人というのは、下宿を提出している普通世帯と食事をともにしている者を意味し、間借り自炊する者というのは、間貸主の普通世帯と食事を別にしている者を意味していたと思われる。1920～47年の国勢調査の規定では、間借人と素人下宿の下宿人が一応区分されているものの<sup>15)</sup>、下宿しているということは間借りしているということなのであるから、本来、間借り人と下宿人の本質的区別はつけがたものと考えられる。国勢調査では、間借人という表現で、主世帯と食事をともにしない間借り人をさし、下宿人という表現で、主世帯と食事をともにしている間借人をさしていたものとみなしてよいのではなかろうか。

1950年以後の国勢調査では、素人下宿の下宿人と間借り人との区別はもはや全く行なわず、それは一括して、「普通世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者」とし、準世帯の扱いをするようになった。このようなわけで、普通世帯の一部に生計を別にして住んでいる者は、それが1人の単身者あるいは単身者の集まりであるかぎり、普通世帯として扱わなくなつた（準世帯とする）のである。この意味で、1950年以後は、それ以前よりも普通世帯の範囲がそれだけ狭められたことになる。しかし、このことは、普通世帯に間借りや下宿する者であろうと、下宿屋、寮、施設などに居住する者であろうと、いやしくもそれが単身者またはその集まりである限りは、すべて準世帯として扱うようになったという定義上の合理化を意味するものである。1947年以前では、普通世帯に間借り、下宿する者は、たとえ単身者またはその集まりであっても、普通世帯にするという特別扱いをしていたわけで、この点、単身者に対する扱いが統一性を欠いていたといえる。特別扱いをしたということは、住居の様式の条件を考慮に入れていたということになる。

## 2) 準世帯

準世帯とは普通世帯を構成する人以外をさし、国勢調査では、準世帯についての特に総括的な概念規定は行なっておらず、準世帯に含ませるべき種類が個別に羅列されているのみである。要するに総人口から普通世帯に所属する人々を除いた余りが準世帯である。施設人口という用語があるが<sup>16)</sup>、これは準世帯のすべてを含んではおらず、その一部にとどまる。.

15) 1920年国勢調査の国勢調査員に対する申告書記入心得の世帯の項のなかに「10. 間借自炊ヲスル者ハ別ノ普通世帯デアル。」また、「11. 素人下宿ノ下宿人ハ別ノ準世帯トシナイ。」とある（内閣統計局、『大正九年国勢調査報告、記述編』内閣統計局、東京、1933年）。

16) 館 稔、前掲書〔脚注4〕、222ページに「軍隊の営舎、艦船、刑務所、母子ホーム、老人ホーム等、公の施設にある人口を“施設人口 institutional population”といふ」とある。また国連経済社会理事会の勧告による1960年世界人口センサスのための世帯の定義と分類 (United Nations Economic and Social Council, 1960 World Population Census Programme, Principles and Recommendations for National Population Censuses, Part IV-Definition and Classification of Each Topic, 407. Household and Family Data.)

（次ページへつづく）

準世帯を施設世帯と非施設世帯とに分ける以外の分類の仕方も可能であると筆者は考えている。普通世帯は、本来そこに居住することを目的として起居している人々の集まりであるが、準世帯にある人々のなかにも、短期的にしろ長期的にしろ居住することを主目的としてそこに起居している人々がいる。具体例をあげれば、間借り人、下宿人、寄宿人、母子ホーム、老人ホーム等の入居者などがそれに該当する。準世帯のもうひとつのカテゴリーは、何か他の目的または理由のために、そこに拘束的に起居することを余儀なくされていて、居住することを主目的としてそこに居住しているのではないような人々の集まりである。具体的な例としては、入院患者(治療のために病室に起居している)、旧軍隊または自衛隊の営舎内・船舶内の居住者(旧軍隊の任務または自衛隊の任務のためにそこに集団的に起居し、また起居生活そのものがある程度集団的組織活動の中に組み込まれている)、刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・婦人補導院などの収容者または在院者(法的拘束によってそこに起居することを強制されている)などがある。

全寮制の学校の入寮者、合宿所の合宿者、飯場の居住者なども、教育、訓練あるいは工事作業などの便宜上、集団的にそのようなところにやや拘束的に起居しているという点から、上記の後者のカテゴリーに近いが、これは入院患者のような特殊な状態にある者でもないし、旧軍隊・自衛隊のように公的任務に服している者でもないし、刑務所収容者のように法的拘束を受けてそこにいるといった者でもなく、任意の団体の自発的集団居住の形態をとるものであり、そこに起居する人々の立場からいえば、「居住」している意味が強いものと思われるから、むしろ前者のカテゴリーに含めておいた方がよかろう。

養老院や児童保護施設など社会施設の収容者の所属にも同様の問題があろう。それらの施設自体の目的は、収容者に養護、養育、保護、教護、知識技能の授与、指導、あるいは援助等を行なうことについて、収容者のためにたんなる宿泊施設を提供するものではないが、収容者自身にとっては、そこが彼等にとって日常生活を送るのにより好ましい居住場所を提供しているのであって、その意味でこれらの社会施設は、きわめて生活的な場である。したがって、これもやはり前者のカテゴリーに含める方がよいと思われる<sup>17)</sup>。

さて、既往の国勢調査における準世帯の定義に関する変更は、まことにのべたように、普通世帯に間借り・下宿する者が1920~47年では普通世帯に所属せしめられていたのが、1950年以後準世帯に移行した点がひとつある。もうひとつは、きわめて機械的な変更であるが、住込みの営業使用人についてのもので、1920~55年までは、営業使用人は何人いても雇い主の普通世帯に含められていたが、1960年からは、5人以下の場合のみ雇い主の世帯に含め、6人以上の場合は営業使用人だけをまとめてひとつの準世帯にするようになったことである。

pp. 29~31, E/CN. 3/236/Add. 1-ST/STAT/P/L. I/Rev. 2, 14 February 1953)によると、「施設世帯(Institutional households)は、学校、大学、刑務所、慢性病の病院、軍隊、ホテル、下宿屋等に住む人々の集団からなる。そのような施設のなかで独立した住居部分にすむ施設の長や職員の世帯は普通世帯とみなされるべきである。下宿人が5人をこえる世帯は下宿屋とみなし、施設世帯として計上されるべきである」とある(この国連の勧告については、小林和正、前掲資料〔脚注2〕、119~121ページに翻訳紹介されている)。

17) 1960年国勢調査報告には、準世帯の種類別準世帯数および準世帯人員の表章がある。この準世帯は10種類に区分されているが、いま、それらについて、1人の準世帯、営業使用人の世帯、学校の寄宿舎、会社などの寄宿舎、社会施設および船舶の6種類を第1のグループ、病院・療養所、自衛隊および矯正施設を第2のグループとすると、準世帯人員の構成比は準世帯人員総数3,995,590人のうち、第1のグループが85.1%, 第2のグループが13.8%, その他1.1%となる(総理府統計局、『昭和35年国勢調査報告、第3巻、全国編、その1』総理府統計局、東京、1964年、454~455ページより算出)。

また、これは1950年国勢調査だけにおける特例であり、むしろ表章上の扱い方の問題に属するとみるべきものであるが、他の回次の国勢調査で「1人の普通世帯」とされるべきものが、1950年では「1人の準世帯」として本来の「1人の準世帯」と合算されて「1人世帯」とされ、準世帯のなかに含められた。しかしながら、2人以上の普通世帯とこの「1人世帯」とを合わせて「一般世帯」と称し、2人以上の準世帯を「準世帯」と称して、集計の表章が行なわれている。

以上は、普通世帯から準世帯への一部の移行を伴う準世帯の定義の変更であるが、このほかに、準世帯のなかでの扱い上の変更があった。それは「1人の準世帯」をめぐる問題であり、1955年と60年の間に見られた変更である。すなわち、1950・55年では、普通世帯と住居とともに、別に生計を維持している単身者、または下宿屋などに下宿している単身者は、それが1人であればその人だけを「1人の準世帯」とし、2人以上であればまとめてひとつの準世帯としたが、1960・65年では、2人以上の場合でも1人1人にはらして「1人の準世帯」として数え上げるようになった。

### 3) 総括

以上で項1)および項2)でのべてきたところをまとめるために、戦前戦後を通じて、分類されるべき普通世帯員の種類ならびに準世帯の種類ごとに、その普通世帯あるいは準世帯（準世帯のなかは1人の準世帯か2人以上の準世帯かの区別）への帰属に関する定義上の変遷を一覧表にすると、表1の

表1 各種普通世帯員（世帯主との統柄によって区分）および各種準世帯の国勢調査における定義の変遷：1920～65年

区分	1920～47年	1950年	1955年	1960・65年
単独世帯の世帯主	普通世帯	1人の準世帯	普通世帯	普通世帯
2人以上の普通世帯の世帯主	普通世帯	普通世帯	普通世帯	普通世帯
世帯主の親族	普通世帯	普通世帯	普通世帯	普通世帯
単身の同居人	普通世帯	普通世帯	普通世帯	普通世帯
単身の住込み家事使用人	普通世帯	普通世帯	普通世帯	普通世帯
単身の住込み	5人以下の場合	雇い主の普通世帯	普通世帯	普通世帯
営業使用人	6人以上の場合	雇い主の普通世帯	まとめてひとつの準世帯	まとめてひとつの準世帯
素人下宿の	1人だけの場合	下宿主の普通世帯	1人の準世帯	普通世帯
単身の下宿人	2人以上の場合	下宿主の普通世帯	まとめてひとつの準世帯	1人1人にはらして1人の準世帯
間借り自炊する	1人だけの場合	間貸主とは別の普通世帯	1人の準世帯	普通世帯
単身者	2人以上の場合	間貸主とは別の普通世帯	まとめてひとつの準世帯	1人1人にはらして1人の準世帯
下宿屋に下宿している単身者		まとめてひとつの準世帯	1人1人にはらして1人の準世帯	1人1人にはらして1人の準世帯
学校の寄宿舎	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯
会社などの寄宿舎	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯
病院・療養所	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯
社会施設	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯
船	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯
旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯
矯正施設	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯	まとめてひとつの中世帯

(注) 「まとめてひとつの準世帯」の「まとめて」とは個々の準世帯において住居ごとにまとめるという意味である。

ようになる。

### 3 現在地主義から常住地主義への変更と世帯統計

戦前の各回国勢調査ならびに1947年臨時国勢調査は現在地主義の調査であり、1950年の国勢調査から常住地主義がとられるようになった<sup>18)</sup>。現在地主義の調査においても、常住地主義の調査においても、しかし、回次によって、その調査方法の多少の変更はあった。

1920～30年の3回の国勢調査および1947年臨時国勢調査における現在人口のとらえ方は、たがいに同じであったと思われる。いま、1920年国勢調査によってみると、国勢調査時刻にその現在した場所で人々は数え上げられたわけであり、多くの場合この点についてまぎらわしいことは起らないが、ただ少数の特殊な場合に疑問が生じかねないので、その点について特に詳細な規定が設けられている。それは調査時刻に世帯の存在しない場所にいた者の場合で、それに対する取り扱いは次のように定められた。

その第一は、調査時刻にたまたま屋外にいたり、または夜警、夜勤、宿直などのために世帯のない場所に現在した者の場合で、この者については、10月1日のうちに自己の世帯に帰る予定の者は、その世帯に現在した者とした。

第二は旅行者の場合で、10月1日午前0時に汽車、電車、世帯のない舟筏または陸路の旅行中で、旅館やその他の世帯に宿泊しないことを予定できる者は、最後に出発した世帯に現在した者とし、また宿泊するかどうかを予定できない者は、10月1日午前8時までにはじめて到着した世帯に現在した者とした<sup>19)</sup>。

1940年国勢調査では、調査時刻に日本に現在したすべての人口が調査対象になった点では同じであるが、これ以外に旧内地外に現在した軍人軍属等も調査され、内地にある一般国民を「銃後人口」、これと旧内地内外にある軍人軍属とを合わせたものを「全人口」とよんだ。そして銃後人口については、前回までと全く同様な方法による現在地主義の調査が行なわれたが、軍人軍属等は常住人口に近い形でとらえられた。すなわち、軍人軍属等については調査時刻にどこに現在しても、また現在地が内地外にあっても縁故世帯から申告せしめ、その世帯の所在地の人口に帰属せしめた<sup>20)</sup>。

1950年国勢調査から常住地主義が採用されたわけだが、このときは、常住世帯は6か月以上居住し、または居住しようとする世帯と定義されたが、次のような特例が設けられた。(1)学生生徒の場合は通学のために居住している世帯、(2)精神病院または結核療養所もしくはらい療養所の入院患者の場合はその病院または療養所、(3)前号の病院または療養所以外の病院または療養所に6か月以上引きつづき入院中または療養中の者の場合はその病院または療養所、(4)船舶に6か月以上居住し、もしくは6か月以上居住しようとする者であっても陸上に住所を有する者の場合はその住所、(5)監獄の在監者または少年院の在院者の場合はその監獄または少年院、(6)6か月以上居住し、もしくは6か月以上居住しようとする場所が不明な者またはその場所を有しない者の場合は、調査の期日において現在する世帯、で調査されることに定められた。

1955年国勢調査になると、常住期間が6か月から3か月に変更された。すなわち、常住している人とは当該世帯に3か月以上住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいう、と規定された。例外的事項についてはどう変更されたかというと、病院または診療所に

18) 統計法によって行なわれた1948年8月1日現在「常住人口調査」は、全国人口を悉皆調査したはじめての常住人口調査である。

19) 小林和正、前掲資料〔脚注2〕、7～8ページ。

20) 小林和正、前掲資料〔脚注2〕、13ページ。

入院している人は、入院してすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査するという入院患者についての扱いがおもな点である<sup>21)</sup>。1955年国勢調査の常住人口の規定は1960年および65年においても、そのまま踏襲されている。

さて、以上のように、人口調査の方法が現在地主義から常住地主義へと変化し、またそれの中でも、回次によって若干異なった調査方法がとられたことを認識した上で、特定の調査方法を採用したと仮定した場合に、既往の国勢調査結果による世帯統計は互にどのように組み替えあるいは補正されねばならないか、考えてみたい。しかし、結論からいえば、数字上の実際の補正是ほとんど不可能であるといわざるをえない。これは補正に要するデータの欠除のためである。ここでは、補正が可能であると仮定した場合の、その方法のみを提示しよう。この場合、戦前の現在地主義の結果に戦後の常住地主義の結果をあわすような方向に補正することは、理論上不可能である。常住人口が調査時刻にどこに現在していたかということなどは、想像をこえる問題だからである。したがって、以下では、1955年以降の常住地主義の規定に合わせるとした場合に、他の回次(1950年以前)の国勢調査結果は、理論上どのように補正されるべきかについて考えてみる<sup>22)</sup>。

(1) 普通世帯の自宅を有する旅館宿泊者

1950年：宿泊期間（予定も含む）が3か月以上6か月未満の者は旅館の準世帯に移す。

1947～20年：宿泊期間3か月未満の者は自宅の普通世帯に移す。

(2) 船舶の乗客または船舶に乗り組んでいる者で自宅が普通世帯である者

1947～20年：すべて普通世帯に移す。

(3) 常住する準世帯から普通世帯へ来ている一時の来客

1947～20年：すべて準世帯に移す。

(4) 病院または療養所〔(5)にのべるものと除く〕の入院患者で自宅が普通世帯の者

1950年：入院経過期間が3か月以上6か月未満の者も準世帯に移す。

1947～20年：入院経過期間が3か月未満の者は普通世帯に移す。

(5) 精神病院、結核療養所およびらい療養所の入院患者で自宅が普通世帯の者

1950～20年：入院経過期間3か月未満の者は普通世帯に移す。

(6) 軍人軍属中部隊艦船に宿泊する者およびその他の準世帯に常住する者

1940年：すべて準世帯に移す。

以上のことから、常住地主義を採用した場合と現在地主義とを採用した場合とで、世帯の定義を一定としたとき、普通世帯と準世帯との人員がどのように増減するであろうかということを推測することは困難である。ただ、1935年国勢調査で常住人口が、1950年国勢調査で現在人口が、それぞれ附帶的に調査されたが、その結果をみると、全国的な差は僅小である。現在人口は常住人口に対比して、1935年において、全国で、0.05%大、市部で0.30%大、郡部で0.06%小、1950年においては、全国で0.00%大、市部で0.02%大、郡部で0.00%大であるにすぎなかった<sup>23)</sup>。このことから考えて、人口調査法の相異(現在地主義か常住地主義かという区別)が普通世帯人員と準世帯人員とに与える影響は、概して小さなものであったかと想像される。しかし、最近のように人口の流動(業務上の一時滞在や観光旅行など)のはげしい時代では、この影響は、戦前や戦後間もなくのころにくらべて、かなり大きなものになるのではないかと考えられる。

21) 小林和正、前掲資料〔脚注2〕、18ページ。

22) 以下については、小林和正、前掲資料〔脚注2〕、24～29ページに、より詳しくのべられている。

23) 総理府統計局、『昭和25年国勢調査報告、第八卷、最終報告書』総理府統計局、東京、1955年、240～242ページ。

世帯の統計を得るために、常住地主義の人口調査法による方が好ましいことは明らかである。このことは、1920年あるいは1930年の世帯に関する集計結果が如実に物語っている。現在地主義調査では、世帯主の現在しない世帯や一時宿泊者だけからなる世帯が集計結果に出現することをさけられないという欠点をもっている。1920年の普通世帯数(全国)についてみると、以下のごとくである。3%に満たないが、世帯主の現在しない世帯があらわれている。

普通世帯総数	11,002,901 (100.00)
世帯主の現在する世帯数	10,685,041 (97.12)
世帯主の現在しない世帯数	317,860 (2.88)
一時宿泊者以外の者も現在する世帯数	317,351 (2.88)
一時宿泊者のみよりなる世帯数	509 (0.00)

1920年における普通世帯に現在した一時宿泊者（これは世帯主の現在する世帯にも現在しない世帯にもいる）の総数は852,155で、普通世帯人員総数53,772,854の1.58%に当たり、または13世帯に1人の割合で一時宿泊者が現在したことになる<sup>24)</sup>。

#### 4 世帯規模の年次推移観察のための補正の試み

前節で考察したように、現在地主義調査と常住地主義調査との相異から来る世帯の統計値の差異を国勢調査間比較のために調整することは困難であると思われる。しかし、世帯の定義の変更に由来する差異を調整することはある程度可能である。検討の結果、1950, 55, 60年の普通世帯規模を1920～47年の定義に合わせた場合の補正計算<sup>25)</sup>、1960年の普通世帯規模を1955年の定義に合わせた場合の補正計算が可能であることがわかった。以下にその試算を示す。

##### A. 1950, 55, 60年の普通世帯規模を1920～47年の定義に合わせる計算

###### a. 1950年

○ 1人世帯数 (=人員)	889,419.....(1)
これを1955年の1人世帯中の普通世帯と準世帯との構成比を適用して普通世帯と準世帯とに分けると：	
1人の { 普通世帯数 (=人員)	570,971.....(2)
准世帯数 (=人員)	318,448.....(3)
○ 2人以上の普通世帯 { 数 人員	
	15,535,971.....(4)
	80,739,758.....(5)
○ 普通世帯 { 数 人員	16,106,942.....(6)
	81,310,729.....(7)
○ 間借りの準世帯 { 数 人員	52,366.....(8)
	171,844.....(9)
○ 1920～47年の定義に合わせた普通世帯 { 数 人員	16,159,311.....(10)
	81,482,573.....(11)
	平均規模 (11) ÷ (10) 5.042.....(12)

24) 以上の計算の基礎数字(沖縄を除く)は、総理府統計局、『大正九年国勢調査記述編』総理府統計局、東京、1933年、164、172～173ページ参照。また、小林和正、前掲資料〔脚注2〕、46ページ参照。

25) この計算法は、下記報告書の所論にしたがったものである。

総理府統計局、『日本の人口—昭和30年国勢調査の解説一』、総理府統計局、東京、1960年、194～196ページ。

○(7)÷(6)	5.048.....(13)
○(12)−(13)	− 0.006.....(14)

すでに述べたように、1950年では1人の普通世帯が1人の準世帯と合算されて表記されていて、1人の普通世帯のみについての数値をえることができないので、1955年の傾向を利用してこれを分離する計算をまず行なった[(7)および(8)まで]。さて、1920～47年の定義に合わせるために行なうべきことは、表1からも分かるように、素人下宿の下宿人および普通世帯に間借り自炊する者が、1950年では準世帯に入っている筈であるから、これを普通世帯に戻す作業である。しかし、ここで、間借り人については1950年国勢調査報告の住宅に関する統計表から間借りの準世帯数および同人員を知ることができるが、素人下宿の下宿人についてはその統計がない。しかし、素人下宿の下宿人は1950年の上記の統計ではおそらく間借り人の中にふくまれているのではないかという考え方もとに補正を試みた。間借り人は、1920～47年の定義では、間貸主とは別の普通世帯とされていたから、間借りの準世帯数[(8)]および同人員[(9)]を1950年の普通世帯数[(6)]および同人員[(7)]に加えて、平均規模を求めなければならぬ。このようにして補正した結果は、1950年の定義における平均世帯規模は5.048人[(13)]、1920～47年の定義に合わせた場合は5.042人[(12)]と推計され、後者が僅か0.006人[(14)](誤差率0.12%)下まわるにすぎない。この(12)と(13)の数値はともに推計であるから、それを考慮にいれれば、両者の間の差の存在はほとんど認めることができないであろう。

次に1955年についての補正計算を示す。

b. 1955年

○普通世帯 { 人員	17,383,321.....(1) 86,390,720.....(2)	
○間借りの準世帯 { 人員	390,861.....(3) 636,967.....(4)	
○1920～47の定義に合わせた普通世帯	17,774,182.....(5) 87,027,687.....(6)	
	{ 人員 (2)+(4) 平均規模 (6)÷(5)	4.896.....(7)
○(8)÷(1)	4.970.....(8)	
○(7)−(8)	− 0.074.....(9)	

これは前記1950年についての場合と全く同じ方針のもとに行なったものである。1955年についての世帯規模の差は、補正值の方が0.074人(誤差率1.73%)だけ小さいことを示している[(9)]。これもごく僅かの差にすぎない。

次に1960年についての補正計算を示す。

c. 1960年

○普通世帯 { 人員	19,678,263.....(1) 89,422,911.....(2)
○営業使用人世帯 { 人員	51,453.....(3) 456,872.....(4)
○住宅に間借りしている1人の準世帯数(=人員)	578,556.....(5)
○1955年の間借り準世帯数の同人員に対する比率を 適用して(5)より間借り準世帯数を推計すると	

間借りの準世帯	$\left\{ \begin{array}{l} \text{数} \\ \text{人員 } [= (6)] \end{array} \right.$	355,018.....(6)
		578,556.....(5)
○1920～47年の定義に合わせた普通世帯	$\left\{ \begin{array}{l} \text{数 } (1)+(6) \\ \text{人員 } (2)+(4)+(5) \\ \text{平均規模 } (8) \div (7) \end{array} \right.$	20,033,281.....(7)
		90,458,339.....(8)
		4.515.....(9)
○(2) ÷ (1)		4.544.....(10)
○(9) - (10)		- 0.029.....(11)

1960年からは、すでにのべたように6人以上の住込み営業使用人は雇い主の普通世帯から切り離してひとつの準世帯として扱われたから、準世帯のなかの営業使用人世帯の人員を普通世帯人員に加える。1960年からはまた、間借りの準世帯員は1人1人ばらして1人の準世帯として数え上げられるようになったので、1950年あるいは1955年の定義のもとにおける場合の間借りの準世帯数をまず推計し、これを普通世帯数に加えなければならぬ。その推計の仕方は他に名案がないので、きわめて簡単であるが1955年の間借り準世帯数と同人員との関係をそのまま適用する方法をとった。このような計算の結果、補正した平均規模と、1960年の定義のもとでの平均規模との差は、わずかに0.029人（前者が小）（誤差率0.64%）にとどまった。

以上、1950, 55および60年についての補正計算の結果をまとめると表2のようになる。平均規模の計算値は小数第3位まで求めたが、あまり精密な方法にしたがったわけではないから、

表2では小数1位にとどめてある。これをみると、1920～47年の定義に統一すべく補正

表2 1920～47年の世帯の定義に合わせた平均普通世帯規模：1950～60年

年 次	当該国勢調査における 平均世帯規模	1920～47年の世帯の定義に合わせて 補正した平均世帯規模
1950年	5.0人	5.0人
1955年	5.0人	4.9人
1960年	4.5人	4.5人

してみても、平均世帯規模にはほとんど変化が生じないといえる。したがって、各回国勢調査の平均世帯規模の値をそのまま用いて、時系列的比較を行なっても、ほとんど支障は起らないものと考えてよからう。1965年について同様の補正計算を行なわなかった理由は、間借りの準世帯ならびに営業使用人の準世帯についての統計が1965年には与えられていないことによる。

次に1955年の定義に合わせた1960年の平均世帯規模の補正計算を示す。これは営業使用人の準世帯に関する調整をほどこすだけでたりるものである。

#### B. 1960年の普通世帯規模を1955年の定義に合わせる計算

○普通世帯	$\left\{ \begin{array}{l} \text{数} \\ \text{人員} \end{array} \right.$	19,678,263.....(1)
○営業使用人世帯	$\left\{ \begin{array}{l} \text{数} \\ \text{人員} \end{array} \right.$	89,422,911.....(2)
○1955年の定義に合わせた普通世帯	$\left\{ \begin{array}{l} \text{数 } [= (1)] \\ \text{人員 } (2)+(4) \\ \text{平均規模} \end{array} \right.$	51,453.....(3)
		456,872.....(4)
○(2) ÷ (1)		19,678,263.....(1)
○(6) - (7)		89,879,783.....(5)
		4.567.....(9)
		4.544.....(7)
		0.023.....(8)

これは6人以上の営業使用人が雇い主の普通世帯から切り離されて準世帯の扱いを受けるようになったことの影響を示すもので、その分離の影響は、平均世帯規模において、わずかに0.023人の縮小

(誤差率0.51)にとどまることを示している。

さて、上記の一連の補正計算を通じ、そして表2に示されたように、普通世帯の平均規模の年次比較は、小数点第1位までの値で比較する限りにおいては、世帯の定義を統一したままでも実質的に支障はない判断される（ただし、現在地主義と常住地主義との相異から来るべき誤差ならびに1965年についての誤差の補正計算がなしえるのは残念である）、平均規模を小数第2位までとって、年次間のその差異をそれによってこまかく論じ立てることは無意味なことと思われる。

## 5 世帯規模の年次推移の概観

表3 人口、普通世帯数、普通世帯人員および準世帯人員(国勢調査結果)：全国、1920～1965年

年次	総人口	普通世帯				準世帯人員	
		総数		2人以上の世帯		総数	1人世帯
		世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(7)
1920	55,391,481	11,002,901	53,772,854	10,370,903	53,140,856	1,618,627	..
1925	59,179,200	11,782,591	57,463,039	..	..	1,716,161	..
1930	63,872,496	12,477,563	62,188,013	11,794,891	61,505,341	1,684,483	..
1935	68,666,654	13,257,567	66,662,528	..	..	1,999,126	..
1940	72,539,729	14,091,157	70,393,324	..	..	2,146,405	..
1947	78,092,609	15,785,219	76,509,250	..	..	1,583,359	..
1950	83,199,637	..	..	15,535,971	80,739,758	..	..
1955	89,275,529	17,388,321	86,390,720	16,782,365	85,789,764	2,884,809	335,171
1960	93,418,501	19,678,263	89,422,911	18,655,278	88,399,926	3,995,590	759,876
1965	98,274,961	23,085,393	93,482,543	21,222,080	91,619,230	4,792,418	659,065

(注) 1955年の1人世帯数中の1人の普通世帯数の割合を1950年の1人世帯数に適用すれば、1950年の1人の普通世帯数は570,971、したがって1人の準世帯数は318,448、普通世帯総数は16,106,942、普通世帯人員総数は81,310,729、準世帯人員総数は1,888,908と推計される。また、戦前は沖縄を除く。

表4 世帯の種類別人口割合および普通世帯1世帯当たり平均世帯人員：全国、1920～1965年

年次	人口割合(%)			1世帯当たり平均人員(人)	
	総人口	普通世帯人員	準世帯人員	普通世帯総数	2人以上の普通世帯
				(1)	(2)
1920	100.00	97.08	2.92	4,887	5,124
1925	100.00	97.00	3.00	4,877	..
1930	100.00	97.36	2.64	4,984	5,215
1935	100.00	97.09	2.91	5,030	..
1940	100.00	97.04	2.96	4,996	..
1947	100.00	97.97	2.03	4,847	..
1950	100.00	97.73*	2.27*	5,048*	5,197
1955	100.00	96.77	3.23	4,970	5,112
1960	100.00	95.72	4.28	4,544	4,739
1965	100.00	95.12	4.88	4,049	4,317

\* 表3脚注の推計値にもとづく計算。

人口、普通世帯数、普通世帯人員および準世帯人員（1人の準世帯特掲）の各回国勢調査結果の数字を表3に、それにもとづく構成比および普通世帯平均世帯規模を表4にかけた。また、図1は、普通世帯平均規模の年次推移をグラフ化したもので、戦前については、特に曲線の当てはめ（3次曲線）を試みたものである。

すでに述べたように、国勢調査結果そのままによる普通世帯平均規模の年次比較は小数点第1位にとどめるならば、支障はわずかであると思われるので、いまそのような数値で比較すると、1920・25年は4.9人、1930～40年は5.0人、1947年4.8人、1950・55年5.0人で、戦後間もない1947年を除けば、4.9人ないし5.0人で、ほとんど変化がない。1960年にはじめていちぢるしく変化して4.5人に縮小し、1965年にはさらに4.0人に縮小した。ただし、1920～55年までの普通世帯平均規模のこのいちじるしい停滞性と、1955年における急速な縮小に対する人口学的説明は、本稿の課題ではなく、本誌本号所載の山口喜一氏論文が、これに若干関係するが、この問題についてあらためて別の機会に論じなければなら

図1 普通世帯1世帯当たり平均人員の推移：全国  
1920～1965年

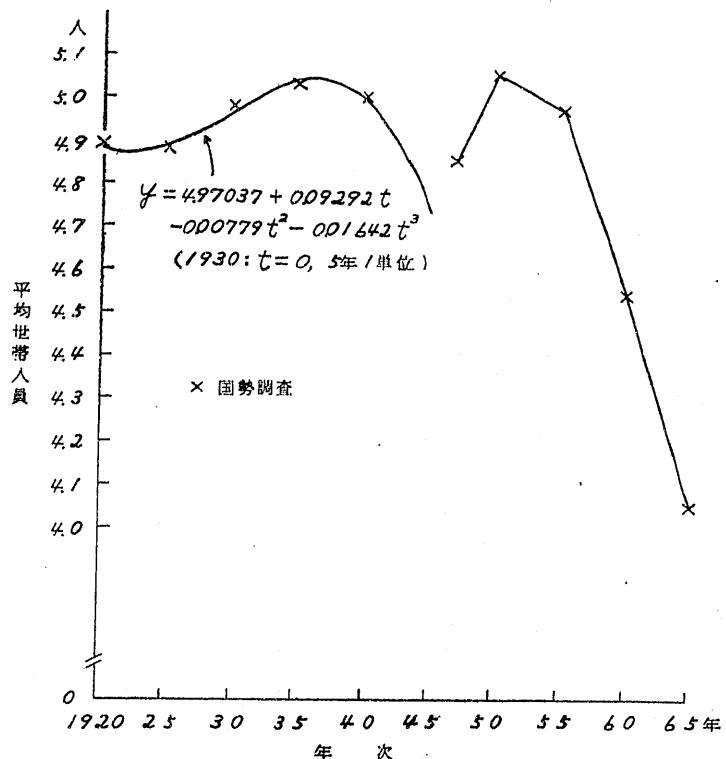


表5 世帯人員別普通世帯数の構成比および国勢調査間増加割合：全国、1920～1965年

世帯人員 (人)	構 成 比 (%)						増 加 割 合 (%)				
	1920	1930	1950*	1955	1960	1965	1920 ～30	1930 ～50	1950 ～55	1955 ～60	1960 ～65
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	13.13	29.40	7.92	13.20	17.31
1	5.7	5.5	3.5	3.5	5.2	8.1	8.02	16.36	5.25	70.23	82.14
2	12.5	11.7	10.4	10.8	12.7	14.3	6.39	14.90	11.55	33.00	31.95
3	15.2	14.8	15.1	14.5	15.9	18.2	10.73	31.07	4.15	23.80	34.41
4	15.3	15.1	16.2	16.6	18.7	22.3	10.73	38.20	10.80	27.38	39.81
5	14.6	14.5	15.6	16.7	17.1	16.2	12.83	38.93	15.16	16.36	10.80
6	12.6	12.7	13.4	14.1	13.1	10.6	14.35	36.35	13.64	5.37	4.93
7	9.5	9.9	10.3	10.3	8.5	6.1	17.43	34.19	7.96	6.86	16.01
8	6.3	6.8	7.0	6.5	4.6	2.5	21.40	33.62	0.30	18.67	37.83
9	3.8	4.1	4.2	3.6	2.3	1.1	23.54	33.49	7.85	28.26	45.41
10	2.2	2.4	2.3	1.9	1.1	0.4	24.33	24.50	10.44	36.13	52.19
11+	2.3	2.5	1.9	1.6	0.8	0.3	22.76	0.75	13.40	42.54	53.03

\* 表3脚注の推計値にもとづく

表 6 世帯人員別普通世帯数の分布に関する指標：  
全国, 1920~1965年

年 次	$\bar{x}$	$\sigma^2$	$\sigma$	$\sigma/\bar{x}(\%)$
1920	4,887	6,467	2,543	52.0
1930	4,934	6,540	2,557	51.3
1950*	5,048	5,610	2,368	46.9
1955	4,970	5,217	2,284	46.0
1960	4,544	4,462	2,112	46.5
1965	4,049	3,623	1,903	47.0

\* 表3脚注の推計値にもとづく計算。

$\bar{x}$  は 1 世帯当たり平均世帯人員。

表 7 各回国勢調査結果および1920~47年の世帯の定義に合わせた補正結果による普通世帯数および総人口中普通世帯人員の占める割合：  
1920~65年

年 次	1920年を 100 とする 普通世帯数の指數		総人口中普通世帯 の占める割合人員	
	国勢調査 結果	1920~47年 の世帯の定 義に合わせ た補正結果	国勢調査 結果	1920~47年 の世帯の定 義に合わせ た補正結果
1920	100	...	97.1	...
1925	107	...	97.0	...
1930	113	...	97.4	...
1935	120	...	97.1	...
1940	128	...	97.0	...
1947	143	...	98.0	...
1950	146*	147	97.7*	97.9
1955	158	162	96.8	97.5
1960	179	182	95.7	96.8
1965	210	...	95.1	...

\* 推計値（表3脚注参照）

年の定義に合わせた補正結果では、1955年は 97.5% を示して戦前水準よりもむしろ高く、1960年は 96.8% で、戦前水準より若干下まわるが大差はない。

いま、1920年と1960年（補正值）とを比べると、準世帯人員の割合（総人口対）はそれぞれ 2.9% および 3.2% である。両者は 0.3% の差をもつのみである。いまそれぞれの年次の準世帯の内訳を参考すると、たとえば、1人の準世帯と寄宿舎とを除く他の準世帯（病院、社会施設、船舶、自衛隊、矯正施設、その他）の人員は、1960年において総人口対 0.7%，準世帯人員総数対 23.6% であり、1920年では、上記のカテゴリーに相当すると思われる種類の準世帯を集めて計算すると、総人口対 0.9%，準世帯人員総数対 31.8% を示す。1920年の方が総人口対比率が大きいのは、軍隊（1920年 233,893人、1960年自衛隊 162,125人）および船舶（1920年 82,543人、1960年 4,947人）によるところが大きい。とくに船舶の準世帯人員の差は甚しく大であり、これは現在地主義調査と常住地主義調

26) 本稿脚注 10) の関東都市学会研究発表会における筆者報告で、人口の年齢構成の推移が世帯規模の大きな決定要因であることを述べた。

ぬ<sup>26)</sup>。ただ、ここでは、平均世帯規模を決定する基礎となる世帯人員別普通世帯数の分布についての統計を表5および6に示すことにとどめた

なお最後に平均世帯規模の年次比較のための補正の計算において行なわれた普通世帯数および普通世帯人員の補正に関連することであるが、各回国勢調査結果そのままと世帯の定義を1920~47年のそれに合せた場合との相異について簡単にふれておく。表7は1920年を 100 とした各年次普通世帯数の指數の比較ならびに総人口中普通世帯人員の占める割合の比較をしたものである。

これをみると、たとえば1960年について、普通世帯数の指數は179から182に高まっている。これは前記補正計算の内容からいって当然のことであるが、この表に示された指數の関係からみて、現行（1960・65年）の国勢調査の定義に合わせたとした場合の1920~55年の普通世帯数は、各回国勢調査結果よりも若干縮小するであろうことが考えられるが、この指數の系列をそのまま逆用してその補正計算を行なうことは理論上難点が存在しよう。

総人口中普通世帯人員の占める割合は、国勢調査結果そのままの比較では、戦前はほぼ97% であり、1947・50年に若干高くなり、1955年以降急速に低下し、1960年の95.7% は戦前水準にくらべて約 1.3% 差で小さい。しかし1920~47

査との差を如実に示すものと思われる。準世帯人員中大部分を占める下宿人・寄宿人・在寮者の数は総人口に対し1960年2.4%, 1920年2.0%で、1960年の方が0.4%ふえている。

## 6 要 約

人口静態調査を主目的とする国勢調査から得られる世帯に関する統計のうち、人口の世帯的属性の構造に関するものは、国勢調査の本來的所産の一部であるが、世帯単位の統計は副次的産物の性質をもつ。しかし、国勢調査の調査技術上の単位が世帯であるところから、世帯単位の統計は容易に得られ、また世帯単位の統計は、最近ますます種々の多くの目的のために必要とされてきており、それに応じて、最近の国勢調査の世帯統計はきわめて豊富化・多様化されてきている。

世帯単位の統計的指標で最も基本的なものは、世帯規模であり、1920年以後毎回の国勢調査を欠かさず通じて入手しうる指標は平均世帯規模である。国勢調査の世帯に関する定義は初回以来今日までに、いくつかの変更があり、また人口の調査方法が現在地主義から常住地主義に切りかえられた。これらの変化が、平均世帯規模ないしはその他の世帯統計の数字にどのような影響を与えていたかを知ることは、世帯に関する国勢調査間の比較をしようとする者にとって、まず必要なことである。

この報告は、普通世帯の平均規模の国勢調査間の比較の可能性とその限界について考察し、データの利用しうる範囲内で、世帯の定義を統一した場合の平均世帯規模の補正計算を試みた。戦後の国勢調査の平均世帯規模を戦前的な世帯の定義に合わせた場合の補正計算による限りは、各回国勢調査結果の平均世帯規模をもってそのまま年次比較を行なっても、概して差支えのないことがわかった。現在地主義から常住地主義への調査方法の変化が平均世帯規模にどのような影響を与えたかは、計数的にこれを明らかにすることが困難であるが、この影響もまた、すくなくとも全国的観察における限りでは、無視しうるもののように考えられた。

## Secular Trends in the Size of Household in Japan

Kazumasa KOBAYASHI

Among statistical data on households obtained from the Population Census the main purpose of which is to survey the static situation of population, data on the characteristics of family and household status of individuals are proper products of the population census, but the data on individual households themselves are its secondary products. As the household, however, is, technically speaking, a basic unit in the census-taking, statistical data on individual households are readily available from the population census and there are increasing needs for them for various purposes, in response to which household statistics from the population census have been enriched and diversified.

The most fundamental statistical index on household is the size of household, and an index which has been available throughout all the population censuses since 1920 is the average size of household. The definitions on household items in the population census have experienced some changes, and there was also a change of population enumeration system from *de facto* in the prewar censuses to *de jure* in the postwar censuses. The problem to what extent these changes in definitions and survey methods affected statistical comparability of household data between past censuses should be first of all considered in studying secular trends in households on the basis of the population census.

This paper deals with the possibility and limitation of comparing the average size of household between the past population censuses of Japan, and an attempt has been made to adjust figures of the average household size. As far as the figures of average household size obtained from the postwar censuses are corrected by adjusting to the definitions adopted by the prewar censuses, it can be said that the unadjusted figures of average household size from every population census can be compared each other under different definitions, if a highly strict comparison is not required, but as far as the change from *de facto* to *de jure* system is concerned, its influence on the comparability of household data between prewar and postwar censuses seems hard to be clarified in statistical manner.